

障害福祉分野で働いてみませんか？

障害福祉分野就職支援金のご案内

障害福祉職員の「障害福祉分野就職支援金」とは

- ▶ 他業種で働いていた方等が障害福祉のお仕事に就職する際に必要な経費について、**最大20万円**をお貸しします。
- ▶ 貸付金は2年間障害福祉サービスの業務に従事することで、**返還が全額免除**されます。



このような費用などにご利用いただけます。

※就職に際し必要となった経費の最低限度の範囲での貸付となります。

子どもの預け先を探す際の活動費



介護に係る軽微な情報収集や講習会参加費、参考図書等の購入費



転居を伴う場合に必要となる費用



通勤用自転車・原付バイク購入費



介護ウェアなどの業務用被服費



ご利用条件について

次の要件を全て満たす方が「障害福祉分野就職支援金」の対象です。

(1) 次のいずれかの資格を有している方

- 介護職員初任者研修 ● 訪問介護員(ホームヘルパー)1級課程 ● 訪問介護員(ホームヘルパー)2級課程
- 介護職員基礎研修 ● 介護福祉士実務者研修修了 ● 介護福祉士 ● 居宅介護職員初任者研修修了
- 障害者居宅介護従事者基礎研修修了
- 重度訪問介護従事者養成研修修了(基礎、統合及び行動障害支援いずれかの課程と応用を受講すること)
- 同行援護従事者養成研修(基礎、応用を受講すること) ● 行動援護従事者養成研修

(2) 千葉県内の障害福祉サービス事業所若しくは施設に就労した又は就労を予定している方

(3) 障害福祉分野就職支援金利用計画書を提出した方

(4) 再就職準備金又は介護分野就職支援金の貸付を受けたことがない方



返還の免除について

障害福祉職員の業務に2年間従事した場合、貸付金の返還が免除されます。

(月15日以上、年180日以上)の従事が必要です。

※所定の期間前に退職、また他業種への転職等の場合は全額返還となります。

お申し込み・お問い合わせ先

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 福祉人材確保・定着推進部 千葉県福祉人材センター
人材確保貸付担当 TEL043-216-3085